

40・45・50・55・60・65・70歳対象

「胃がんリスク検診」が始まります

☎ 保険健康課 84-0327

胃がんリスク検診

今までの「バリウム」を飲むX線検査とは違い、血液検査によって胃の健康状態を調べ、胃がんをはじめとした胃の病気にかかりやすいかどうかを確かめることができます。胃がんを直接見つける検査ではありません。

A・D群に分類して判定します。胃がんになりやすいと判定された方は、医療機関で改めて検査を受けてください。



対象者は？

対象です

今年度中に、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳になる方
ただし、バリウムでのX線検査を希望する方や、胃がんリスク検診の対象にならない方はバリウム検査を受けることができます。

対象となりません

次の方は、正しい結果が得られない、又は治療が優先されるため検査できません。
・胃や十二指腸の疾患が強く疑われる方、又は治療中の方
・胃酸分泌抑制剤を服用中又は検診日より2か月以内に服用していた方
・胃の手術を受けたことがある方
・腎不全（クレアチニン値が3.0mg/dl以上）の方
・ピロリ菌を除菌済みの方

検診の仕組み

胃がんの原因のほとんどがピロリ菌感染であることが分かっています。また、ピロリ菌感染の期間が長いと、胃の粘膜の萎縮によって胃がんになりやすい「萎縮性胃炎」になります。そこで、血液検査を行い、血液中のピロリ抗体を測定し、ピロリ菌感染の有無を調べる検査と、ペプシノゲンを測定し、萎縮性胃炎の有無を調べる検査を組み合わせて、胃がんになりやすいかどうかのリスク（危険度）を

リスクの分類表

		ピロリ菌の感染	
		なし	あり
胃粘膜の萎縮	なし	A群 ピロリ菌の感染はなく、萎縮による胃の病気になる可能性は低い状態です。 	B群 ピロリ菌の感染があります。萎縮が進む前に胃内視鏡検査やピロリ菌の除菌をお勧めします。
	あり	D群 胃の粘膜の萎縮が進んでピロリ菌がすすめない状態です。医療機関の受診をお勧めします。 	C群 ピロリ菌の感染により、萎縮が進行しています。胃内視鏡検査やピロリ菌の除菌をお勧めします。

検診日程のお知らせ

胃がんリスク検診

実施日 9月4日(木)、5日(金)、6日(土)、8日(月)、9日(火)
受付時間 各日9時～11時30分
場所 保健センター
※特定健診・あじさい健診と同日実施です。

「胃がんリスク検診」講演会

日時 4月24日(木) 13時30分～15時
場所 町民センター大会議室
講師 足柄上病院 副院長 玉井拙夫先生
総合診療科医長 國司 洋佑先生
対象 どなたでもお気軽に参加してください。

集団胃・大腸・肺がん検診（集団検診）

実施日 5月20日(火)、21日(水)、22日(木)、23日(金)
受付時間 8時30分～11時10分、13時～14時30分
場所 保健センター
※胃がん検診はバリウム（X線）検査です。午前中のみ実施し、完全予約制です。

●胃がんリスク検診の対象とならない方や、新規に検査を希望する方は保険健康課に申し込んでください。

介護保険情報

今年度65歳になる皆さんへ サービス利用中の皆さんへ

☎ 保険健康課 84-0320

65歳になる皆さんへ

介護保険は公費と40歳以上の皆さんに納めていただく保険料を財源に運営しています。40歳から64歳までは、加入している医療保険と合わせて保険料を納めていましたが、65歳に到達した月から個別に、保険料である町へ保険料を納めます。

い。口座振替は65歳到達前から申し込めます。

納期

特別徴収は偶数月（年6期）、普通徴収は6月～翌3月までの毎月（年10期）納期です。例年、納付に関するお知らせは6月中旬に送付します。

介護保険料の納め方

年金を年額18万円以上受給する場合、納付方法は原則、特別徴収（年金からの天引き）となります。特別徴収は年金保険者からの連絡後となるため、特別徴収開始までは普通徴収（各自が直接納付）となります。

年金を受給していても、およそ6か月から1年間は普通徴収となりますので、便利な口座振替をぜひご利用ください。

介護保険は、社会みんなで負担し合う制度です。納付された保険料は、制度を維持していくための大切な財源となります。ご理解ご協力をお願いします。



保険料の金額

人口や介護サービスの利用状況、それらにかかる費用によって算出されるため、各市町村によって金額設定が異なります。また、所得に応じて納める金額も変わります。保険料は3年ごとに見直しをします。金額の詳細は、納入通知書でご確認ください。

居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額

介護度	改定前	⇒	改定後
要支援1	4,970単位	⇒	5,003単位
要支援2	10,400単位	⇒	10,473単位
要介護1	16,580単位	⇒	16,692単位
要介護2	19,480単位	⇒	19,616単位
要介護3	26,750単位	⇒	26,931単位
要介護4	30,600単位	⇒	30,806単位
要介護5	35,830単位	⇒	36,065単位

サービス利用中の皆さんへ 4月からの消費税の引き上げに伴い介護報酬が変更されます

従前と同量のサービスを利用しても、消費税引き上げ分が介護保険の限度額を超えないよう区分支給限度基準額が見直されます。

限度額は右表のとおり変更されますが、現在、利用されている被保険者証はそのままお使いいただけます。（改定後の支給限度基準額に読み替えるため、新しい被保険者証の発行は行いません。）

平成26年4月以降に発行される被保険者証から、新しい支給限度基準額が記載されます。